

I P 通信網サービス契約約款 別冊（スマートP B Xサービス）【現改比較表】 2026年2月24日現在

～2026年2月23日

2026年2月24日～

[\(令和7年10月1日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊（スマートP B Xサービス）

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

第2条（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～8（略）	（略）
9 オンネット番号	拠点番号と拠点内線番号との組合せであって、同一のオンネットグループに係る利用回線等への通信に利用される番号
10～16（略）	（略）

第2章 契約

第3～6条（略）

第7条

2 スマートP B X契約者は、オンネット番号に係る拠点番号、拠点内線番号を設定することができます。

3～4（略）

[\(令和8年2月24日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊（スマートP B Xサービス）

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

第2条（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します第1表 （略）

用 語	用 語 の 意 味
1～8（略）	（略）
9 オンネット番号	拠点番号と拠点内線番号との組合せ又は オフィスリンククラウド接続機能で関係するオフィスリンク内線番号であって 、同一のオンネットグループに係る利用回線等への通信に利用される番号
10～16（略）	（略）
17 オフィスリンク間通信チャネル	オフィスリンククラウド接続機能においてオフィスリンクとスマートP B X間の同時接続可能数

第2章 契約

第3～6条（略）

第7条

2 スマートP B X契約者は、オンネット番号に係る拠点番号、拠点内線番号及び[オフィスリンク内線番号](#)を設定することができます。

3～4（略）

5 当社は、スマートPBX契約者から請求があったときは、1のスマートPBX契約に複数のオンネット番号を提供します。この場合において、スマートPBX契約者が利用できるオンネット番号の数は当社が別に定めるところによります。

(注1) 本条第4項に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。

- (1) オンネット番号の桁数は、拠点番号（最小1桁～最大11桁）及び端末番号（最小2桁～最大11桁）を合わせた桁数
- (2) スマートPBX契約者は、第11条（その他の契約内容の変更）の規定に基づき、オンネット番号の桁数の変更（増加する場合に限ります。）を請求できます。

(注2) 本条第5項に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。）第1（利用料金）に記載するものとします。

第8～11条（略）

第3～5章（略）

第6章 損害賠償

- ・（責任の制限）

第15条 当社は、共通編第38条（責任の制限）に規定するほか、スマートPBXサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのスマートPBXサービスが全く利用できない状態（そのスマートPBX契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのスマートPBX契約者の損害を賠償します。

5 当社は、スマートPBX契約者から請求があったときは、1のスマートPBX契約に複数のオンネット番号を提供します。この場合において、スマートPBX契約者が利用できるオンネット番号の数は当社が別に定めるところによります。

(注1) 本条第4項に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。

- (1) オンネット番号の桁数は、拠点番号（最小1桁～最大11桁）及び端末番号（最小2桁～最大11桁）を合わせた桁数
[オフィスリンク内線番号の桁数はオンネット番号の桁数には含めません。オフィスリンク内線番号の桁数は株式会社NTTドコモの専用回線等接続サービス契約約款、5Gサービス契約約款、Xiサービス契約約款、FOMAサービス契約約款及び番号変換機能（オフィスリンク）利用規約によるものとします。](#)
- (2) スマートPBX契約者は、第11条（その他の契約内容の変更）の規定に基づき、オンネット番号の桁数の変更（増加する場合に限ります。）を請求できます。

(注2) 本条第5項に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。）第1（利用料金）に記載するものとします。

第8～11条（略）

第3～5章（略）

第6章 損害賠償

- ・（責任の制限）

第15条 当社は、共通編第38条（責任の制限）に規定するほか、スマートPBXサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき [（当社が当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間と合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）](#)は、そのスマートPBXサービスが全く利用できない状態（そのスマートPBX契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのスマートPBX契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者が特定協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

(以下略)

別記

1～2 (略)

第1表 料金表 (付帯サービスの料金を除きます。)

2-3 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額
Flexible InterConnect 接続機能	1の契約ごとに	—

第2表 工事に関する費用 (工事費 (付帯サービスの工事費を除きます。))

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

スマートPBXサービスに関するもの

スマートPBXサービス又は付加機能の提供の開始若しくは変更、オンネット番号の登録若しくは変更、通信チャネル数等の設定内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
交換機等 工事費	ア 利用の開 始に関する工	付加機能に関する工	1の工事ごと	4,200円
		事の場合	に	(4,620円)

(以下略)

別記

1～2 (略)

第1表 料金表 (付帯サービスの料金を除きます。)

2-3 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額
Flexible InterConnect 接続機能	1の契約ごとに	—
<u>オフィスリンククラウド接続機能</u>	<u>1の契約ごとに</u>	<u>50,000円 (55,000円)</u>

第2表 工事に関する費用 (工事費 (付帯サービスの工事費を除きます。))

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

スマートPBXサービスに関するもの

スマートPBXサービス又は付加機能の提供の開始若しくは変更、オンネット番号の登録若しくは変更、通信チャネル数等の設定内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
交換機等	ア 利用の開 始に関する工		

	事の場合			
		上記以外に関する工事の場合	1のオンネットグループごとに	14,000円 (15,400円)
	イ 上記以外に関する工事の場合	<u>付加機能に関する工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>4,200円</u> <u>(4,620円)</u>
		上記以外に関する工事の場合	1のオンネットグループごとに	7,000円 (7,700円)

(以下略)

料金表別表1 スマートPBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1 削除	削除
2 削除	削除

工事費	事の場合	<u>付加機能（オフィスリンククラウド接続機能）に関する工事の場合</u>	<u>1のオンネットグループごとに</u>	<u>100,000円</u> <u>(110,000円)</u>
		上記以外に関する工事の場合	1のオンネットグループごとに	14,000円 (15,400円)
	イ 上記以外に関する工事の場合	<u>付加機能（オフィスリンククラウド接続機能）に関する工事の場合</u>	<u>1のオンネットグループごとに</u>	<u>—</u>
		上記以外に関する工事の場合	1のオンネットグループごとに	7,000円 (7,700円)

(以下略)

料金表別表1 スマートPBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1 削除	削除
2 削除	削除

<p>3 Flexible InterConnect 接続機能</p> <p>当社の Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）に規定する Flexible InterConnect サービス（Universal One サービス接続メニューに限ります。）及び Universal One サービス契約約款（第 1 編に限ります。）に規定する Universal One サービス第 1 種を利用してスマート P B X サービスを利用できる機能</p>	<p>(1)当社は、スマート P B X 契約者に、本付加機能を提供します。</p> <p>(2)スマート P B X 契約者は、本機能の利用の請求にあたって、その利用に係る Flexible InterConnect サービスの契約者（当社の Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）に規定するものをいいます。）及び Universal One サービスの代表契約者（当社の Universal One サービス契約約款に規定するものをいいます。）の同意を得るものとします。</p>	<p>3 Flexible InterConnect 接続機能</p> <p>当社の Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）に規定する Flexible InterConnect サービス（Universal One サービス接続メニューに限ります。）及び Universal One サービス契約約款（第 1 編に限ります。）に規定する Universal One サービス第 1 種を利用してスマート P B X サービスを利用できる機能</p>	<p>(1)当社は、スマート P B X 契約者に、本付加機能を提供します。</p> <p>(2)スマート P B X 契約者は、本機能の利用の請求にあたって、その利用に係る Flexible InterConnect サービスの契約者（当社の Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）に規定するものをいいます。）及び Universal One サービスの代表契約者（当社の Universal One サービス契約約款に規定するものをいいます。）の同意を得るものとします。</p>
<p>(以下略)</p>		<p><u>4 オフィスリンククラウド接続機能</u></p> <p><u>株式会社 NTT ドコモの専用回線等接続サービス契約約款、5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款及び番号変換機能（オフィスリンク）利用規約に規定するオフィスリンクサービスを当社の電気通信設備により連携し、スマート P B X サービスを利用できる機能</u></p>	<p><u>(1)当社は、スマート P B X 契約者に、本付加機能を提供します。</u></p> <p><u>(2)スマート PBX 規約者は、本機能の利用の請求にあたって、その利用に関わるオフィスリンク契約者（株式会社 NTT ドコモの専用回線等接続サービス契約約款、5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款及び番号変換機能（オフィスリンク）利用規約に規定するものをいいます）の同意を得るものとします。</u></p> <p><u>(3)本付加機能に係るオフィスリンク通信チャネ</u></p>

	<p data-bbox="1653 188 1966 212">ル数は100チャンネルとします。</p> <p data-bbox="1137 579 1234 603">(以下略)</p>
	<p data-bbox="1126 643 1547 667">▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編</p> <p data-bbox="1126 699 1823 722">附 則 (令和8年2月18日 CAS1サ第000400010144-01号)</p> <p data-bbox="1126 754 1720 778">この改正規定は、令和8年2月24日から実施します。</p>